

# 業務委託仕様書

令和 8 年度

公園緑地課

業 務 名	火の山公園鋼製グレーチング蓋補修業務
-------	--------------------

下 関 市

# 業 務 委 託 仕 様 書

公園緑地課

	部次長 (課長)	主幹	主査 (係長)	主任	係員	検算	設計

実施年度      令和 8 年度

業 務 名      火の山公園鋼製グレーチング蓋補修業務

実施場所      下 関 市 みもすそ川町

業 務 概 要

鋼製グレーチング蓋補修 一式

委託予定期間 着手後                      日間 (令和    年    月    日 から 令和 8年 8月31日まで)

設計金額 (元設計金額)	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
変更設計金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
変更請負額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	

設 計 用 紙

下 関 市







## 仕 様 書

この仕様書は、火の山公園鋼製グレーチング蓋補修業務に係る仕様を示すものである。

### 1. 契約期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

### 2. 業務内容

火の山公園内園路（兼用市道）にある横断側溝の蓋を補修するもの。補修にあっては既存の側溝内部にある塩ビ管及び土砂を撤去し、道路の路面排水を取れるよう、鋼製グレーチングに取り替える。

なお、当該園路はバスの往来があり、近隣宿泊施設及び住民の主要な動線となっているため、事前に関係箇所と調整のうえ、夜間に実施することを前提とする。現場作業が複数日にまたがるときは、仮設・養生のうえ昼間は一般の交通に供すること。

### 3. 委託料の支払方法

委託料は、業務完了後に支払う。

### 4. その他

その他の仕様については、別紙2 管理業務委託共通仕様書によるものとする。

# 管理業務委託共通仕様書

## 第 1 章 通 則

### 第 1 条 適用範囲

この管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、委託者が委託する業務に適するものとする。

業務はそれぞれの種類に応じ、共通仕様書に定める仕様に従い施行する。

### 第 2 条 適用仕様

業務の仕様は、以下の項目のとおりとする。

- ・ 委託者の指示事項
- ・ 現場説明事項及び質疑応答事項
- ・ 仕様書
- ・ 別添設計図書（以下「設計図書」という。）
- ・ 共通仕様書
- ・ 山口県土木工事共通仕様書
- ・ 特記仕様書

### 第 3 条 疑義

受託者は、設計図書、仕様書等に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合又は明記のない場合は、委託者と協議の上指示を受けること。

### 第 4 条 監督職員

業務を実施するために委託者が定めた職員を監督職員とする。

### 第 5 条 実施工程管理

- 1 受託者は、業務実施に先立ち現場責任者届、実施計画書、実施工程表、主要資材リスト等を提出し、委託者の承認を得ること。
- 2 前項の内容に変更等が生じた場合は、遅滞なく変更届を提出し委託者の承認を得ること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委託者がその必要がないと認め、承諾した場合は、この限りでない。

### 第 6 条 現場管理

受託者は、業務実施中利用者及び通行者等の安全を図るため次の各号に掲げる現場管理を行わなければならない。

- (1) 現場には、通行者の見やすい場所に業務名、委託者の名称、受託者の名称、委託者及び受託者の連絡先及び電話番号並びに責任者氏名を記入した大型の標示板を設置すること。
- (2) 街路樹管理等道路にかかわる業務の実施に際しては、交通の安全について委託者、道路管理者及び所轄警察署と協議の上、道路標識令に基づく標識及び「山口県道路工事現場における標示施設等の設置基準」に基づく保安施設を設け、円滑な交通と通行者及び作業員の安全について万全の処置を講ずること。
- (3) 「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考にして環境の保全、安全、事故防止等に留意し業務を実施すること。

- (4) 業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なく委託者に報告すること。
- (5) 現場が危険で一般の立ち入りを禁止する必要があるときは、委託者の承認を得て柵、標識等を設置すること。
- (6) 業務実施中は、現場に責任者を常駐させること。また、業務に法令に定められた有資格者が必要な場合は、当該者を常駐させること。
- (7) 薬剤、石油類、電気等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について特に注意を払い、取扱要領を事前に提出し委託者の承認を得、関係法令の定めるところにしたがい万全の対策を講ずること。
- (8) 剪定業務・法面草刈等の、高所作業時・足場の悪い場所での作業時は、作業員に必ず墜落制止用器具・ヘルメットを着用させ、事故の防止に努めること。

#### 第 7 条 官公庁、その他への手続き

- 1 業務に必要な官公庁、その他への手続きは遅滞なく行い、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。
- 2 関係官公庁その他に対して交渉をする場合又は交渉を受けた場合はその旨を遅滞なく委託者に申し出て協議するものとする。

#### 第 8 条 諸法規の遵守

受託者は、業務実施に際しては、労働基準法、道路交通法等の関係諸法規を遵守し、諸法令の運営と適用については受託者の負担と責任においてこれを行うものとする。

#### 第 9 条 後片付け

- 1 受託者は、業務の実施の必要から交通の方法を変更又は制限した場合において、業務が完了したとき、又はその必要のなくなったときは、速やかに原状に復さなければならない。
- 2 受託者は、業務実施の必要から既設の施設等を撤去又は損傷したときは業務実施期間中に原状に復さなければならない。
- 3 受託者は、業務実施中の踏み荒し、刈草等の飛散地の清掃等一切の後片付けを業務終了前に行わなければならない。
- 4 前各項に掲げるものの他、業務実施地内の美化、環境の保全等当然必要と考えられるものは誠実に実施するものとする。

#### 第 10 条 ゴミ処理

刈草等のゴミ処理（燃えるゴミ・燃えないゴミ・資源ゴミ等）については下関市の各ゴミ処理施設の搬入基準によるものとする。また、不法投棄については委託者の指示により旧公園管理事務所へ運搬するものとする。

#### 第 11 条 成果報告書

業務を実施した場合は、成果報告書に、業務実施日や内容等を記載した一覧表、記録写真を添付し提出すること。なお、成果報告書の提出にあつては、電子媒体で提出することも可能とする。

#### 第 12 条 写真撮影

業務の適正な施行を説明する資料である記録写真として、業務着手前、完了の全景写真を撮影すること。また必要に応じて作業中の写真や部分写真を撮影すること。

### 第13条 立会及び検査

委託者の指定した業務は、委託者の立会を受けて実施すること。

### 第14条 完了検査

- 1 委託者が業務実施場所において完了検査を行う場合には受託者又は業務実施責任者を立会させること。
- 2 受託者は、業務実施に関する各種資料、写真等を整え委託者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

### 第15条 環境に関する配慮事項

業務のうち、環境に関する配慮事項は、別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

### 第16条 下関市暴力団排除条例による措置

業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおりとする。

## 第2章 材 料

### 第17条 一般

- 1 使用材料がある場合は、仕様書及び設計図書（以下「仕様書等」という。）に品質、規格を明示した場合を除き次の各号の規定によるものとする。
  - （1）山口県土木工事共通仕様書の規格に適合するもの。
  - （2）JIS等の標準規格に適合するもの。
- 2 仕様書等で指定又は委託者の指示した使用材料は、使用前に見本又は資料を提出し委託者の承認を得ること。
- 3 使用時において委託者が不良品と疑問を持った材料は、材質試験等を実施し検査に合格したものでなければ使用してはならない。
- 4 仕様書等において写真及び資料等の記録を整備すべきものと指定し又委託者があらかじめ指示した材料の調合をするときは当該記録を整備した上で調合し委託者の要求があったときは遅滞なくこれらの記録を提出しなければならない。

## 第3章 業務内容

### 第18条 一般事項

- 1 実施箇所の業務を履行するものである。
- 2 業務実施中区域内の施設に異常が発見された場合は、遅滞なく委託者に報告しなければならない。
- 3 鳥類の死亡、衰弱等が発見された場合は、遅滞なく委託者に報告しなければならない。

### 第19条 業務の種類及び遵守事項

- 1 清掃・塵芥処理
  - （1）実施箇所に散乱するゴミ・集積ゴミ類、くず籠・吸い殻入内のゴミ、犬猫の糞及び落ち葉等のゴミを収集・分別し、委託者の指定する方法により処理を履行するものである。

(2) 公園愛護会等の集積した塵芥を収集し、委託者の設置する一般廃棄物処理施設へ搬送処理するものとする。(別途塵芥の量を測定し、記録写真を提出すること。)

(3) 実施箇所の植栽地内及び付帯施設(排水溝、集水桝、遊具等)の清掃を含むものとする。

## 2 除草

(1) 実施箇所の抜き取り除草及びゴミ処理を履行するものである。

(2) 除草は人力で行うものとし除草器具等を用いて完全に除根をするものとする。

(3) 除草に当たっては、除草剤を使用してはならない。

(4) 前3号の規定に係わらず委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 3 草刈

(1) 実施箇所の草刈及びゴミ処理を履行するものである。

(2) 草刈は機械刈(肩掛式)で行うものとし、現場状況によりこれで実施できない場合は手刈で行うものとする。

(3) 草刈を行う際は、植物地上部の成長点を刈るよう努めるものとする。ただし、繁茂する植物が茎を横に伸ばして地面を低く薄く覆う種類である等、他種の雑草繁茂を抑制する効果を見込まれる場合は、この限りでない。

(4) 草刈の実施にあたり、周囲に飛び石等が飛散する恐れがある場合や、粉塵が舞う恐れがある場合は、必要な防止措置を講じるものとする。

(5) 前4号の規定にかかわらず委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

## 4 芝刈

(1) 実施箇所の芝刈及びゴミ処理を履行するものである。

(2) 仕様書等で明示された方法で実施するものとする。

(3) 機械刈の場合は、現場状況によりこれで実施できない場合は手刈で行うものとする。

(4) 前3号の規定に係わらず委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 5 薬剤散布

(1) 実施箇所にある樹木等の病虫害を調査・報告し、委託者の指示を受け薬剤散布を履行するもので、後の処理(害虫の死骸処理等)を行うものとする。

(2) 仕様書等で明示された方法、散布量及び調合量で実施するものとし、調合は写真等記録を整理し、環境の保全、安全性及び保管には十分に留意すること。

(3) 業務を履行する場合は、「薬剤散布留意事項」に基づき行うこと。

(4) 前3号の規定にかかわらず委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 6 樹木剪定

(1) 実施箇所にある樹木の生育状況を調査・実施計画を立て、委託者と協議・指示を受け、樹木剪定及びゴミ処理を履行するものである。

(2) 実施方法は、交通等の障害にならないように配慮し、実施前に委託者の承認を得て業務を実施するものとし、後片付けは速やかに行うこと。

(3) 業務を履行する場合は、「剪定留意事項」に基づき行うこと。

## 7 芝目土

(1) 実施箇所の芝生の目土散布を履行するものである。

(2) 仕様書等で明示された散布厚で実施するものとし、良質の真砂土を散布することを標準とし、均等に散布すること。

## 8 芝施肥

(1) 実施箇所の芝生地に、施肥を履行するものである。

(2) 肥料は、仕様書等に明示された種類、配合のものを使用する事とし、使用前に委託者の承認を得ること。

(3) 施肥を行う場合は、均一になるように注意し散布すること。

(4) 前3号の規定にかかわらず委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

## 9 公園施設安全点検

(1) 公園施設安全点検については、仕様書等に点検内容を明示するが、仕様書等に記載されない施設の点検についても、仕様書等に記載された点検内容に準じて実施すること。

### (2) 簡易修理

各施設について、ネジにゆるみがあった場合の締め付け等、その場で出来る簡易なものについては、これを行うものとする。

### (3) 急を要する場合の措置

点検等により異常があった場合、危険で急を要するもの（簡易修理ができるものを除く）がある場合、速やかに使用停止あるいは、応急措置を行い至急委託者に連絡をとり指示を受けること。また、この場合必要とあれば状況写真を撮り提出すること。

### (4) 点検報告書

破損等があった場合は、点検内容、図面を報告し、また、状況写真を提出するものとする。

## 特記仕様書（環境編簡易）

委託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、委託者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

## 1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

## 2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

## 3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

## 4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

## 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

## (総則)

第1条 委託者と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

## (暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

## (関係機関への照会等)

第3条 委託者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名

簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、委託者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 委託者、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

位置図



火の山駅

火の山ロープウェイ

1 2

海峡ビューしものせ

下関市火の山YH海峡の風

実施場所

壇の浦駅

ヴィラージュ火の山

ダーリンビュー火の山パーク

縮尺 1 : 2500

